

大和市告示第 89 号

大和市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4 年 5 月 23 日

大和市長 大 木 哲

大和市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱（平成 20 年大和市告示第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第 12 条の規定に基づき」を「に定めるもののほか」に改める。

別表補助率等の表神奈川県民生委員児童委員協議会負担金及び神奈川県社会福祉協議会負担金の項を次のように改める。

神奈川県民生委員児童委員協議会会費及び神奈川県社会福祉協議会会費	一	神奈川県民生委員児童委員協議会が定める同協議会の会費及び社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会が定める同協議会の会費の合計額に相当する額	
----------------------------------	---	--	--

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。